



家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－  
第 2-38 部：業務用電気グリドル及び  
グリドルグリルの個別要求事項

JIS C 9335-2-38 : 2024

令和 6 年 3 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

|        | 氏名     | 所属                               |
|--------|--------|----------------------------------|
| (委員会長) | 熊田 亜紀子 | 東京大学                             |
| (委員)   | 青木 真理  | 川崎市地域女性連絡協議会                     |
|        | 岡田 香織  | 一般財団法人日本消費者協会                    |
|        | 上参郷 龍哉 | 一般財団法人電気安全環境研究所                  |
|        | 清水 洋隆  | 一般社団法人電気設備学会                     |
|        | 高尾 登   | IEC/ACTAD 国内委員（東京電力ホールディングス株式会社） |
|        | 田原 房枝  | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
|        | 松岡 雅子  | 株式会社 UL Japan                    |
|        | 松木 隆典  | 電気事業連合会                          |
|        | 本吉 高行  | 一般社団法人電気学会                       |

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 13.12.20 改正：令和 6.3.21

官報掲載日：令和 6.3.21

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017）

審議部会：日本産業標準調査会 標準第二部会（部会長 古関 隆章）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 熊田 亜紀子）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

|                             | ページ |
|-----------------------------|-----|
| <b>序文</b>                   | 1   |
| <b>1 適用範囲</b>               | 1   |
| <b>2 引用規格</b>               | 2   |
| <b>3 用語及び定義</b>             | 3   |
| <b>4 一般要求事項</b>             | 4   |
| <b>5 試験のための一般条件</b>         | 5   |
| <b>6 分類</b>                 | 5   |
| <b>7 表示、及び取扱説明又は据付説明</b>    | 5   |
| <b>8 充電部への接近に対する保護</b>      | 8   |
| <b>9 モータ駆動機器の始動</b>         | 8   |
| <b>10 入力及び電流</b>            | 9   |
| <b>11 温度上昇</b>              | 9   |
| <b>12 金属イオン系バッテリの充電</b>     | 10  |
| <b>13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧</b>  | 11  |
| <b>14 過渡過電圧</b>             | 11  |
| <b>15 耐湿性等</b>              | 11  |
| <b>16 漏えい電流及び耐電圧</b>        | 13  |
| <b>17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護</b> | 14  |
| <b>18 耐久性</b>               | 14  |
| <b>19 異常下における動作</b>         | 15  |
| <b>20 安定性及び機械的危険</b>        | 15  |
| <b>21 機械的強度</b>             | 15  |
| <b>22 構造</b>                | 16  |
| <b>23 内部配線</b>              | 17  |
| <b>24 部品</b>                | 17  |
| <b>25 電源接続及び外部可とうコード</b>    | 17  |
| <b>26 外部導体接続端子</b>          | 18  |
| <b>27 接地の手段</b>             | 18  |
| <b>28 ねじ及び接続</b>            | 19  |
| <b>29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁</b>   | 19  |
| <b>30 耐熱性及び耐火性</b>          | 20  |
| <b>31 耐腐食性</b>              | 20  |
| <b>32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性</b> | 20  |
| <b>附属書</b>                  | 23  |

|  |    |
|--|----|
| 附属書 B (規定) バッテリ駆動機器並びにバッテリ駆動機器に用いる<br>分離接続形バッテリ及び着脱充電式バッテリ | 23 |
| 附属書 P (参考) 热帯気候で用いる機器に対するこの規格の適用指針                         | 24 |
| 参考文献   | 25 |
| 附属書 JAA (参考) JIS と対応国際規格との対比表                              | 26 |
| 解 説  | 28 |

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 9335-2-38:2023** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 9335** 規格群（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性）は、約 100 規格に及ぶ部で構成されているが、部編成の一覧は、この規格では省略した。

なお、全ての部編成は、次に示す規格の“まえがき”に記載されている。

**JIS C 9335-1 第1部：通則**

白 紙

(4)

# 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第 2-38 部：業務用電気グリドル及び グリドルグリルの個別要求事項

Household and similar electrical appliances—Safety—  
Part 2-38: Particular requirements for commercial electric  
griddles and griddle grills

## 序文

この規格は、2021 年に第 6 版として発行された IEC 60335-2-38 を基とし、我が国の配電事情などを考慮し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JAA** に示す。

この規格は、**JIS C 9335-1** の最新版（追補を含む。）と併読する規格である。ただし、併読しようとする**JIS C 9335-1** の版において、併読することを除外する旨の記載がされており、それに該当する場合は、その除外に該当しない最も新しい版を適用することとなる。この規格のこの版は、**JIS C 9335-1:2023** に対応している。このため、この規格の発効以降に発効された**JIS C 9335-1** を引用する場合は、その引用項目又は引用箇所が異なる場合があることに注意する。

この規格の箇条などの番号は、**JIS C 9335-1:2023** と対応している。**JIS C 9335-1** に対する変更は、次の表現を用いた。

- “置換”は、**JIS C 9335-1** の該当する箇所の要求事項を、この規格の規定に置き換えることを意味する。
- “追加”は、**JIS C 9335-1** の該当する箇所の要求事項に、この規格の規定を追加することを意味する。

変更する箇所に関する情報が必要な場合には、これらの表現に続く括弧書きで示す。

**JIS C 9335-1** に追加する細分箇条番号は、**JIS C 9335-1** の箇条番号の後に“101”からの番号を付け、追加する図番号、表番号、注記番号及び注釈番号は、“101”からの連続番号を付ける。追加する附属書番号は、**AA**、**BB** などと記載する。

## 1 適用範囲

**置換**（箇条 1 全てを、次に置き換え適用する。）

この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、業務用の